

埼玉県指定出資法人あり方検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 出資法人の指導監督等に関する要綱第9条に基づき、指定出資法人のあり方について専門的な見地から提言を得るため、「埼玉県指定出資法人あり方検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行い、知事に提言する。

- (1) 指定出資法人が実施する事業のあり方に関すること
- (2) 指定出資法人の組織のあり方に関すること
- (3) その他指定出資法人のあり方に関すること

(組織)

第3条 委員会は、法人経営等について優れた見識を有する者のうちから、知事が依頼する委員9名以内で組織する。

- 2 委員の任期は、前条に掲げる事項について、知事に提言する日までとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 やむを得ない理由により会議を欠席する委員は、当該会議に付議される事項につき、あらかじめ書面により意見を提出することができる。
- 4 前項により提出された委員の意見は、委員が会議に出席したものとみなしてその意見を取り扱う。

(会議の公開・非公開)

第6条 会議は原則として公開とする。ただし、会議の公平かつ円滑な運営に支障が生ずると認められる場合には、出席委員の過半数の同意により非公開とすることができる。

(指定出資法人の事業等に関する調査)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員に対し、指定出資法人の事業等に関する調査を行い、委員会に報告するよう求めることができる。

- 2 委員が、前項の調査を行った場合は、会議に出席したときと同様に取り扱う。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画財政部行政・デジタル改革課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和6年7月24日から施行する。